

◎ 独立行政法人国立女性教育会館の概要（H23. 4. 1現在）

設置目的 独立行政法人国立女性教育会館は、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする機関である（独立行政法人国立女性教育会館法第3条）。

事業内容 1 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること
2 前号の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと
3 第一号の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること
4 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと
5 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと
6 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること
7 これらの業務に附帯する業務を行うこと
上記のほか、業務の遂行に支障のない範囲で施設を一般の利用に供すること

事務所の所在地 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地
敷地 102, 252㎡（うち98,240㎡を埼玉県から借地・有償）
建物 28, 262㎡

資本金 3, 615, 041, 440円

沿革 昭和52年 7月 国立婦人教育会館設置
昭和52年10月 事業開始
昭和54年11月 情報図書室開室
平成5年 4月 研究機関としての体制の整備（研究員の設置）
平成13年 1月 国立婦人教育会館から国立女性教育会館に名称変更
平成13年 4月 独立行政法人国立女性教育会館設立

設立にかかる根拠法 独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）
独立行政法人国立女性教育会館法（平成11年12月22日法律第168号）

所管省庁名 文部科学省